

秋水園ふれあいセンター市民協議会
コピー機及び印刷に関する取扱い要領

改定履歴

版数	政改定日	変更内容
初版	平成 15 年 05 月 01 日	新規制定
2 版	平成 16 年 04 月 01 日	「複写機」を「コピー機」に変更 第 6 条 文書を明確化 第 8 条 10 内の限度を削除 別表 用紙の負担を挿入
3 版	平成 21 年 05 月 12 日	別表 印刷機の金額を変更
4 版	平成 29 年 08 月 01 日	コピー機の変更

秋水園ふれあいセンター市民協議会複写機
及び印刷機使用に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、秋水園ふれあいセンター（以下「センター」という。）に設置する複写機及び印刷機の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用対象団体)

第2条 複写機及び印刷機を使用することができる団体（以下「利用団体」という。）は、秋水園ふれあいセンター管理運営規則第12条第2項で承認を受けた団体とする。

(使用の原則)

第3条 複写機及び印刷機を使用する者は、職員に申し出た後、その指示に従う事。

(使用の範囲)

第4条 複写機及び印刷機の使用は、利用団体の活動に伴う会議、講座、集会、催し、等に必要な資料、案内、ちらし及び機関紙等の作成に限るものとする。

(著作権法の遵守)

第5条 複写機及び印刷機を使用する者は、その印刷物の印刷にあたっては、著作権法（昭和45年法律第48号）の要領を遵守しなければならない。

(使用時間)

第6条 複写機及び印刷機を使用することができる時間は、センターの休館日を除く、開館日の午前9時30分から午後9時までとする。

(利用の申請)

第7条 複写機及び印刷機を使用しようとする者は、秋水園ふれあいセンター複写機及び印刷機使用申請書により、秋水園ふれあいセンター市民協議会（以下「協議会」という。）に申請をしなければならない。

(利用料)

第8条 複写機及び印刷機の使用にあたっては、別表に定める利用料を支払うこととする。

2 複写機の使用にあたっては、1枚の原稿につき10枚を限度し、これを超す場合は、印刷機を使用することとする。

(賠償責任)

第9条 複写機及び印刷機を使用する者は、その使用にあたって、その責によって複写機及び印刷機をき損したときは、相当の損害額を賠償しなければならない。ただし、協議会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(使用の停止)

第10条 協議会は、第4条の規定する使用の範囲を超えて使用している場合又は使用した場合は、複写機及び印刷機の使用を停止、又はその後の使用を禁止することができる。

(その他必要な事項)

第11条 この規則に定めるもののほか必要事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

初版 平成15年 5月 1日 制定

第2版 平成15年 4月 1日 改訂

(別 表)

コピー機	モノクロコピー代	10 円/ 1 枚
	カラーコピー代	B5 A4 B4 40 円/1 枚 A3 70 円/1 枚
印刷機	原紙代	50 円/ 1 枚
	印刷代	0.5 円/1 枚。 印刷用紙は使用者が用意する。

コピー機使用申請書

秋水園ふれあいセンター市民協議会 様

利用日	平成 年 月 日 (曜日)
団体名	(登録番号No.)
使用者名	
利用金額	<p>モノクロコピー (B5 A4 B4)</p> <p>コピー枚数 _____ 枚 × 10 円 = _____ 円</p> <p>(A3)</p> <p>コピー枚数 _____ 枚 × 10 円 = _____ 円</p> <p>カラーコピー (B5 A4 B4)</p> <p>コピー枚数 _____ 枚 × 40 円 = _____ 円</p> <p>(A3)</p> <p>コピー枚数 _____ 枚 × 70 円 = _____ 円</p> <p style="text-align: right;">合計金額 _____ 円</p>
単価	<p>モノクロコピー・・・B5 A4 B4 1枚 10円 A3 1枚 10円</p> <p>カラーコピー・・・B5 A4 B4 1枚 40円 A3 1枚 70円</p>
利用目的	

モノクロコピートータルカウンター

カラーコピートータルカウンター

使用前 _____

使用前 _____

使用後 _____

使用後 _____

使用枚数 _____

使用枚数 _____

印刷機使用申請書

秋水園ふれあいセンター市民協議会 様

利用日	平成 年 月 日 (曜日)
団体名	(登録番号No.)
利用者名	
利用金額	原紙枚数 枚 × 50 円 = _____ 円 印刷枚数 枚 × 0.5 円 = _____ 円 合計金額 _____ 円
利用目的	

トータルカウンター 使用前 _____

使用後 _____

使用枚数 _____

マスターカウンター 使用前 _____

アイドリング _____

使用後 _____

使用枚数 _____